

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税収納管理・滞納整理に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玄海町は、地方税収納管理・滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を取り、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

## 評価実施機関名

玄海町長

## 公表日

令和5年8月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税収納管理・滞納整理に関する事務
②事務の概要	納付書や口座振替等の納付の受け入れを行い、各賦課データの納付状況の管理を行う。 また、再発行納付書や納税証明書の出力、還付充当処理や督促状の発行など、納付に関連する事務を行う。 各賦課データの納付状況の管理し、納付指導を行う。 また、分納誓約や滞納処分などの滞納整理に関連する事務を行う。
③システムの名称	収納消込システム、口座管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 収納履歴ファイル 2. 滞納処分ファイル 3. 納税組合員ファイル 4. 交渉記録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1 第16項 ・玄海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、第5条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民課 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2157

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="radio"/> ] 接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ①システムの 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	中間サーバ	削除	事前	
平成28年3月31日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	実施する	実施しない	事前	
平成28年3月31日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	税務課長 青木 敏治	税務課長 井上 新吾	事前	
平成29年3月31日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	税務課長 井上 新吾	税務課長 中山 昇洋	事前	
平成29年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事前	
平成29年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事前	
平成29年10月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成29年3月31日時点	平成29年10月1日時点	事後	
平成29年10月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	平成29年3月31日時点	平成29年10月1日時点	事後	
令和1年6月28日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	税務課長 中山 昇洋	税務課長	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成29年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	平成29年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年1月31日	1. 5.評価実施機関における担 当部署	①部署 税務課 ②所属長の役職名 税務課長	①部署 住民課 ②所属長の役職名 住民課長	事後	
令和2年1月31日	1. 8.特定個人情報ファイルの 取扱に関する問合せ	税務課	住民課	事後	
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和3年10月25日	I 3.個人番号の利用	・番号法 第9条(利用範囲) 別表第一の第16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9月 10日内閣府・総務省令第5号) 第16条 ・玄海町行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基 づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条、第5条	・番号法第9条第1項 別表第1 第16項 ・玄海町行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基 づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条、第5条	事後	
令和3年10月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月25日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月25日	IV 6.情報ネットワークシ ステムとの接続	十分である	[○]接続しない(入手)[○]接続しない(提供)	事後	
令和4年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の 対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和4年8月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計 数か	令和3年10月1日時点	令和4年8月31日時点	事後	
令和4年8月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計 数か	令和3年10月1日時点	令和4年8月31日時点	事後	
令和4年12月22日	I 関連情報 4. ②法令上の 根拠	・番号法第9条第1項 別表第1 第16項 ・玄海町行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基 づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条、第5条	・番号法第9条第1項 別表第1 第16項 ・玄海町行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基 づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条、第5条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律第2 条第2項	事前	
令和5年8月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の 対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和5年8月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計 数か	令和4年8月31日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年8月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計 数か	令和4年8月31日時点	令和5年7月1日時点	事後	